

船舶事故調査報告書

令和4年11月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年5月2日 09時20分ごろ
発生場所	宮崎県日南市外浦港東方沖 外浦港防波堤灯台から真方位100° 1.3海里付近 (概位 北緯31°30.6′ 東経131°24.2′)
事故の概要	漁船第一松福丸は、南南東進中、また、プレジャーボートMegumiは、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年5月13日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第一松福丸、12トン MZ2-20061（漁船登録番号）、個人所有 第294-21923号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート Megumi、3.1トン 295-48123宮崎、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船首部外板に損傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、日南市油津港南方沖の漁場に向かう目的で、約7ノットの対地速力で自動操舵により南南東進していた。 船長Aは、油津港を出港してからしばらく他船を見掛けなかったため、この先も朝食を摂る少しの間であれば他船に出会わないと思い、操舵室から離れて別の部屋で朝食を摂り始めた。 船長Aは、部屋で朝食を摂っていたところ、突然衝撃を感じたので、急いで操舵室に戻り、左舷側至近にB船を認めてA船とB船とが衝突したことに気付いた。 船長Aは、A船をB船に接近させた後、船長Bに負傷の状況及びB船の損傷状況を確認し、携帯電話で海上保安庁に本事故の発生を通報し、自力で航行して帰港した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者（家族）1人を乗せ、船首を北方に向けて主機を停止し、船首部からアンカーを投入し、釣りをしながら錨泊していた。

	<p>船長Bは、同乗者と共に、船尾甲板で船尾方（南方）を向いて釣りを行っていたところ、突然衝撃を感じて振り返り、本船の左舷側にA船を認めて衝突したことに気付いた。</p> <p>船長Bは、船長Aに船長B及び同乗者共に負傷者がいないことを伝え、B船の損傷状況等を説明した後、自力で航行して油津港に帰港した。</p> <p>船長Bは、航行中の船舶が錨泊中の船舶を避けるのは当然のことなので、周りを見なくても、航行して接近する船舶が錨泊中のB船を避けてくれると思い、釣りに意識を集中していた。</p>
分析	<p>A船は、自動操舵により南南東進中、船長Aが、しばらく他船を見掛けず、朝食を摂る少しの間であれば他船に出会わないと思い、操舵室を離れて同じ針路及び速力で航行を続けたことから、前路で錨泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、錨泊中、船長Bが、航行中の船舶が錨泊中のB船を避けてくれると思い、釣りに意識を集中して錨泊を続けたことから、B船に接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南南東進中、B船が錨泊中、船長Aが、朝食を摂る少しの間であれば他船に出会わないと思い、操舵室を離れて同じ針路及び速力で航行を続け、また、船長Bが、航行中の船舶が錨泊中のB船を避けてくれると思い、釣りに意識を集中して錨泊を続けたため、互いに接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、航行中、他船を見掛けない場合においても、操舵室を離れることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・船長は、錨泊中においても、常時、周囲の適切な見張りを行い、他船が接近する場合には、航行中の他船が避けてくれると思わず、余裕のある時機に有効な音響による信号を行い、必要に応じて移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。